令和６年１２月１９日から
令和６年１２月１９日まで

標　茶　町　議　会
第４回臨時会会議録

於　標茶町役場議場

令和６年標茶町議会第４回臨時会会議録目次

第　１　号（１２月１９日）

開会の宣告　…… ２
開議の宣告　…… ２
会議録署名議員の指名　…… ２
会期決定　…… ２
行政報告及び諸般報告　…… ２
議案第６１号　令和６年度標茶町一般会計補正予算　…… ３
閉議の宣告　…… 17
閉会の宣告　…… 17

令和６年第４回標茶町議会臨時議会会議録

○議事日程（第１号）

令和６年１２月１９日（木曜日）　午前１０時００分開議

第　１　会議録署名議員の指名

第　２　会期決定

第　３　行政報告及び諸般報告

第　４　議案第６１号　令和６年度標茶町一般会計補正予算

○出席議員（１２名）

１番　深見　迪　君	２番　櫻井　一　隆　君
３番　本多　耕平　君	４番　鈴木　裕美　君
５番　鴻池　智子　君	６番　齊藤　昇一　君
７番　黒沼　俊幸　君	８番　長尾　式宮　君
９番　松下　哲也　君	１０番　渡邊　定之　君
１１番　類瀬　光信　君	１２番　菊地　誠道　君

○欠席議員（０名）

なし

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

町長	佐藤　吉彦　君
副町長	牛﨑　康人　君
総務課長	長野　大介　君
企画財政課長	齊藤　正行　君
管理課長	山崎　浩樹　君
建設課長	冨原　稔　君
教育長	青木　悟　君
教委管理課長	神谷　学　君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	齋藤　和伸　君
庶務係主任	皆川　未樹　君

（議長　菊地誠道君議長席に着く。）

◎開会の宣告

○議長（菊地誠道君）　ただいまから、令和６年標茶町議会第４回臨時会を開会します。
ただいまの出席議員 12 名であります。

（午前１０時００分開会）

◎開議の宣告

○議長（菊地誠道君）　直ちに会議を開きます。
休憩いたします。

休憩　午前１０時００分
再開　午前１０時０２分

○議長（菊地誠道君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（菊地誠道君）　日程第１。会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 123 条の規定により、
９番・松下君、　10 番・渡邊君、　１番・深見君
を指名いたします。

◎会期決定

○議長（菊地誠道君）　日程第２。会期決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は本日１日といたしたいと思います。
これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君）　ご異議ないものと認めます。
よって、本臨時会の会期は、本日１日と決定をいたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○議長（菊地誠道君）　日程第３。行政報告及び諸般報告を行います。
町長から、本臨時会招集理由とあわせ行政報告を求めます。
町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇）　第４回臨時町議会の開催にあたり、その招集理由並びに行

政報告について申し述べます。

まず、はじめに招集理由でありますが、学校給食共同調理場の調理業務等の委託に関する債務負担行為補正を盛り込んだ令和６年度一般会計補正予算について、そのご審議と議決をいただきたく本臨時会を招集したものであります。

次に令和６年第４回定例会後から昨日までの一般事務及び行政上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解をいただきたいと存じます。

なお、次の１点について補足いたします。

地方自治法第 180 条に基づく専決処分についてであります。

このたび、地方自治法第 180 条に基づき、町道で発生した事故に係る損害賠償について専決処分をしましたので、ご報告いたします。

報告いたします事故は、本年 10 月 17 日に町道新拓迂回線において、道路路面排水施設が破損し、グレーチング蓋が一部外れていた箇所を通過した車両がタイヤホイールを破損したものです。

事故後、破損した箇所については補修工事を行い、万全対策を講じており、今後はより一層維持管理に努めてまいる所存でありますので、ご理解を願います。

以上で、今臨時会にあたっての招集理由並びに行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君）　ただいまの口頭による行政報告に対して、簡易な質疑を認めます。

ご質疑ございませんか。

鴻池君。

○５番（鴻池智子君）　先ほどの専決処分の報告なのですけれども、このグレーチングというものは具体的にどういうものを指しているのか。外れたとありますが、これは頻繁に外れるものでしょうか。それとも何かがあって外れたものなのでしょうか。

○議長（菊地誠道君）　建設課長・冨原君。

○建設課長（冨原　稔君）　お答えいたします。

まず、グレーチングはどういうものかということにつきましては、道路に雨水桝がありますが、その上についている鉄の格子状の蓋のことをグレーチングと一般にいっております。

今回の場所については、桝が道路の脇にあったのではなく、道路を横断するように斜面からの水をキャッチするようなグレーチングでして、その一部分、一番端のところが今回外れたということなのですけれども、そこについては普通の桝のところと違い、一般車両などが多く通るものですから、コンクリートのところが割と破損しやすいことがございます。また、一応ボルトで止めていたりして繋がっているのですけれども、今回についてはそこが劣化によって外れやすい状態、浮きやすい状態になっていたところに、おそらくですが、大型車両なんかが通った時に外れてしまって、そのあとに車がグレーチングのないところを通ったものですから、ホイールが破損したという形です。

町内に雨水桝というものはおそらく数えきれないくらいありますので、気づいたところ

は補修しているのですけれども、大型車両の通行によりガチャンという形で外れたものについては、なかなかちょっと気づかないこともあります。今回は夜暗くなってからということもあったので、余計、車の運転手さんが見づらかったことも考えられますけれども、そういう状況でございました。

○議長（菊地誠道君）　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君）　なければ、次に議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

◎議案第６１号

○議長（菊地誠道君）　日程第４。議案第 61 号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君）（登壇）　議案第 61 号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、令和６年度一般会計補正予算第９号であります。学校給食共同調理場の調理業務等の委託に関する債務負担行為の補正提案でございます。

以下、内容についてご説明いたします。

別冊の令和６年度標茶町一般会計補正予算書、１ページをお開きください。

令和６年度標茶町一般会計補正予算（第９号）

令和６年度標茶町一般会計補正予算（第９号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

債務負担行為の補正は、「第１表　債務負担行為補正」による。

２ページをお開きください。

第１表　債務負担行為補正についてご説明申し上げます。

事項は学校給食調理業務、補正後の期間ですが令和７年度～令和９年度、限度額を２億 4,700 万円とするものでございます。

４ページをお開き願います。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。

事項は学校給食調理業務、補正後の債務負担行為の限度額を２億 4,700 万円とし、当該年度以降の支出予定額は令和７年度から令和９年度、金額を２億 4,700 万円、財源内訳は一般財源で２億 4,700 万円とするものでございます。合計では債務負担行為の限度額を８億 462 万円とし、前年度末までの支出見込み額を２億 2,432 万 1,000 円とし、当該年度以降の支出予定額は５億 8,029 万 9,000 円、財源内訳は国道支出金 1,587 万 4,000 円、その

他で 3,067 万 3,000 円、一般財源で５億 3,366 万 2,000 円とするものでございます。

なお、括弧内の 8,266 万 1,000 円は令和６年度の支出予定額となっております。

以上で、議案第 61 号の内容説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君）　これより質疑を行います。

議案第 61 号一般会計補正予算、債務負担行為について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○１番（深見　迪君）　質問いたします。私、修正動議に対して賛成討論をしました。そのすべてについて質問するわけではありませんが、その中のいくつかについて再度質問したいと思います。

１つは、これは賛成討論の中にも述べたことでもありますが、やはり 11 月 14 日に議会が説明を受けて 12 月４日にこれが審議されるということでしたが、これは十分議論の時間が取れなかった。この点で言えば、十分な議論の時間をとるべきでなかったのかと、今後もこういう大事な問題については議論の時間をしっかりとるべきではないかということで、まず質問したい。

それから、今でも直営がベストな運営だと思っていますけれども、利用者の保護者、この人たちに対する町の説明をやはりやった方がよかったのではないか、意見を聞くべきではなかったのか。あわせて、私たち議会に対しても、ただ説明をするだけではなくて、町と議会がこういう問題については背景もありますし、十分に一緒に知恵を寄せ合って前に進むというようなことがこれからも必要ではないかと思っているのです。そのことについて、伺いたいと思います。

○議長（菊地誠道君）　教育委員会管理課長・神谷君。

○教委管理課長（神谷　学君）　お答え申し上げます。

１つ目の議論までの時間が短かったのではないかというところでございますが、この提案時期につきましては、反省する点があったと考えております。

経過としましては、これまでの体制の継続をするためにギリギリまで職員の確保に努めてまいりましたが、年末の時期に、10 月過ぎにバタバタと退職の意向が出てきたというところで、来年の４月の運営が厳しいとの状況で、急遽提案をさせていただいたところでございますが、今回の進め方につきましては反省すべき点があったと思っております。

今後はこういったことのないように、町と議会、これからも余裕を持った議論のご提案、そしてゆっくり、しっかりとしたご提案をさせていただきながら進めていきたいと考えております。

それから２点目、保護者への説明をするべきであったとのことでありますが、これにつきましても、しっかりと事前に保護者への説明というものが必要であったと思っております。今後も物事を進める際には保護者等の意見を伺いながら、進めていきたいと考えております。

以上になります。

○議長（菊地誠道君）　副町長・牛﨑君。

○副町長（牛﨑康人君）　ただいま担当課長から答弁があったのですけれども、この件に関してというところで、担当課長の答弁だったと理解した上で、私からも補完的な答弁をさせていただきたいと思います。

深見議員の重要案件については、議会で十分に時間を取ってすすめるべきだということに関しては、私どもも全く否定する考えは持っておりません。全くそのとおりで、そうすべきだと考えております。

ただ、今回の件に関して言うと、先ほど担当課長からあったように人員的なところでちょっと悪い方に急展開したということで代替案としての委託を進める上で、作業時間が差し迫ってきたというところでやむにやまれず選択を取らせてもらったというところであります。その他、全般的なところで、町、行政と議会の皆さんとともに知恵を寄せ合って進めていくべきというところについては全く共感するところでありまして、できるだけ私どももそういった形でものを進めていきたいと考えているところであります。

ただ、今現在、課題に感じていることは、それぞれの問題点、課題、問題意識の深さというところについて、もしかすると私たち当事者、提案する側の当事者と、それから受ける皆さんとの間にギャップがあると感じておりまして、もしかするとその点で齟齬が発生する可能性があるかなというところであります。それを埋めるというところに関して言うと、案件によるのですけれども、議長、あるいは議運の委員長、あるいは委員長の皆さん等で常日頃からの情報交換をしながら課題にあたっていくしかないと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、先ほど管理課長から保護者への説明というところがあったのですが、繰り返しその場面でお話させてもらっているのですが、今回の件に関して言うと、要は学校給食の委託後の提供するものについても全くこれまでと変わらないものを提供する。強いて言うならば、違ってくることは調理員についてもできるだけ今までの方を再度雇用してもらうという形で進めたいと考えているものですから、調理員の雇用主が変わる状態になるというところでありまして、まして保護者に関して言うと、給食費が変わるわけでもないというところで、この時間のない中で説明をするというところについて、必要性を感じなかったということであります。

違う案件で、議員、ご指摘のような重要な案件について、保護者に変化を求めることがあったときとか、そういうことがあったときには、当然、説明すべきだと思いますし、今回の件以外で住民サービスに大きな変化が生じるものについては、何らかの形でお知らせしながら住民、それから議会の皆さんとともに進めるべきと感じておりますので、ご理解をしていただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君）　他にご質疑ございませんか。

鈴木君。

○４番（鈴木裕美君）　16日の協議会の中でも、説明をいただきましたけれども、きちんとした議事録に残したいという思いがありまして伺いたいと思います。

学校給食法の施行によって、教育の一環として位置付けられたということは教育長も課長もご存じだと思いますけれども、2005年の６月に制定された教育基本法では、学校給食の中で食育の推進は今まで教職員、あるいは栄養教諭、そして調理員さん及び行政関係者、つまり教育委員会等が一体となって、地域の連携を図って児童生徒へのきめ細かな指導が行われてきたと私は思っておりますし、教育委員会もそのように理解されているのではないのかと思うのですが、業務委託によって、このことがきちんと推進が図られていくのか確認をしたいと思っております。それが１つです。

もう１点は、委託によって栄養教諭や委託先の調理員に対して雇用主が変わるわけですから、町の職員ではないということで調理員に対して直接作業指示や、例えば注意、そういうことができなくなるのではないかという懸念があります。ですから、学校給食も教育の一環とするならば給食調理においても行政、つまりは教育委員会が直接調理員に対して今まで通りの指揮監督といいますか、命令が行えるような、委託にその要件というものを入れるべきではないかと思うのですが、いかがですか。

○議長（菊地誠道君）　教育長・青木君。

教育長（青木　悟君）　お答えいたします。

先ほど議員が述べられたとおり、学校給食は単に健康の増進や体力の向上を図るだけではなくて、食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材であります。これは、学校給食法はもとより、学生指導要領にも位置付けられているものですので、学校にとっても大切な教材の１つと捉えられておりますし、これからもそれは変わらないものと考えております。

したがって、調理員の外部委託に代わっても、先ほど直営かどうかというか、直営という言葉が出たのですが、我々は直営だと思っております。調理員の派遣が行われるというだけで、あくまでも調理場長はここにおりますし、管理係長もおります。栄養教師も道立の教諭がしっかりと指導しますので、何ら変わらないと考えておりますので、これまでの食育指導はもとより、給食の質やそういったものにも変化は起こらないと捉えておりますし、その意味においてもプロポーザルにこだわっているということでありますので、ご理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（菊地誠道君）　鈴木君。

○４番（鈴木裕美君）　何ら変わらないということで、少しは安心をいたしますけれども、要するに行政側、教育委員会が直接意見を述べたりとか、指揮、命令ができるということを、委託要件に入れるということは可能ではないのですか。

○議長（菊地誠道君）　教育委員会管理課長・神谷君。

○教委管理課長（神谷　学君）　委託後の調理員への指示等でございますが、これはあく

までも調理業務委託というところでございますので、委託会社の責任者が現場の調理場に１人配置されるわけなのですが、ここを通じての指示、伝達ということでございます。ここにつきましては、栄養教諭とその責任者、密な情報交換といいますか、そういうものを行いながらしっかりと進めていきたいと考えているところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（菊地誠道君）　鈴木君。

○４番（鈴木裕美君）　ということは、委託要件の中には入れないけれども、それこそ栄養教諭なり、業者さんの責任者との連絡を密にしていくという理解でいいですか。

○議長（菊地誠道君）　副町長・牛﨑君。

○副町長（牛﨑康人君）　お答えいたします。

一般的なということころではあるのですけれども、今回の委託のケースで考えていることは、業務指示書とか業務責任者への指示によって、今、議員が懸念されていることに関しては間接的に行われることにはなるのですけれども、その業務指示書が適時、業務指示書に基づいてちゃんと行われているかというところを適時確認することでこちらの思いがしっかり伝わって確実に履行されるところを担保していくという、そういう考えでおりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君）　他にご質疑ございませんか。

類瀬君。

○11 番（類瀬光信君）　何点かお伺いします。

まず、業務を委託しても何ら変わりがないのだということを重ねて強調されているわけなのですけれども、この件に関して 11 月 14 日に開催された初めの全員協議会において、先に業務委託が始まっているやすらぎ園の現状について、色々と話をさせていただきました。特に調理員さんの働き方について、何も変わっていないということはなく、時間の管理が特に厳しくなることによって、例えば現場の清掃が完了しないけれども帰らなければいけないという指示を強くされるといったことについてもお話したところです。そういった先行した業務を委託したやすらぎ園の実態について、検証するようにもお願いしていたところであります。実際にそのことを理由に、民間への移行後にお辞めになった方もいたわけです。まずそういったことについて、確認がされたかどうか。

２つ目、そのことにも係るのですけれども、11 月 14 日の全員協議会の時点で、これまで前回の 12 月 16 日の全員協議会でもいろんな指摘や提案があったわけです。そういったことに関して、11 月 14 日の時点では、12 月 4 日の本会議までの間に一体何をしていただけたのか。16 日の全員協議会を見ますと、その間、11 月 14 日に指摘されたことについて内部で打ち合わせですとか、協議ですとか、そういったことが行われたという記録がないだけで実際はあったのかもしれませんけれども、時間がないと言っている中で、その空白の時間というのは一体どのように対応されてきたのか。結局のところ、補正案が修正された後、これは大変速やかにいろんなことに対応していただいたわけですけれども、そこの

対応の差に少し足りないというか、不信感を覚えるわけです。その点についてご説明いただきたい。

そして３点目ですけれども、会計年度任用職員の制度がスタートする時点で給食調理場もそうですし、育成牧場、それからやすらぎ園といった現業の職場の会計年度職員については、年収は変わらないものの、月々の手取りが減ることによってお辞めになる方がいますよということを指摘させていただきました。その時に町側からは、実際にそのときになったら考えますということでご答弁いただいていたわけですけれども、指摘したとおり、残念ですがいろんな職場で会計年度任用職員の方がお辞めになりました。結局のところ、理由については今回、調理員の不足ということで業務を民間に委託するという点をずっと強調されているわけですけれども、会計年度任用職員の調理員の方の処遇を改善するということがあったら、結果として直営を……教育長は業務を委託しても直営だとおっしゃっていましたけれども、本当の意味での直営というのが維持できたのではないかと思うのですが、その３点について質問いたします。

○議長（菊地誠道君）　副町長・牛﨑君。

○副町長（牛﨑康人君）　お答えいたします。

やすらぎ園の委託後の職場の実態を検証したのかというお尋ねなのですけれども、今日、説明員でやすらぎ園長を加えていればよかったのかもしれないですが、今日は学校給食の委託というところで説明員に加えておりませんでした。この間にやすらぎ園長から報告を受けているということに関して、答弁をさせてもらいたいと思うのですけれども、12 月定例会での提案に向けてやすらぎ園では作業しております。今の働いている方々に、議員ご指摘のようなことがあるのかということを訪ねたそうなのですが、それにつきましては、そういったことはありませんという返事でしたという報告を受けております。まずそれが１点です。

それから、11 月の全員協議会から 12 月定例会、そして 12 月定例会からここまでの２つの期間の我々の対応に差があるのではないかと、不信感という言葉を用いられていてどういった不信感なのかちょっと理解できないところはあるのですけれども、11 月の全員協議会の段階で、今、新年度以降安定的な給食提供のためには委託しか方法はないのではないかという考え方に基づいて説明させてもらっております。それで 12 月議会でもし可決をいただければ、何とかプロポーザル方式でスムーズにたくさんの、できるだけ多くの業者さんに参加をしてもらいながらやっていけるのではないかという、そういう目算でおったのですけれども、私どもの説明努力不足だったのだと思うのですが、修正動議が可決されまして、債務負担行為が認められないということになりました。

その後、本当に時間がない中で、年内に何とかご了解いただいて進めることができないかということに関して、そういった場合でも対応可能かどうかということについては現場見学に参加したいという表明をしてくださった業者の皆さんに、教育委員会で確認をする等々、本当に日単位のせめぎ合いの中で今日の日程設定もさせてもらっているのですけれ

ども、４月１日以降、心配なく子供たちに給食が提供できる環境を作るという、そこ１点にめがけてやってきたものですから、当然、マラソンに例えるとゴール目前のスパートをかけていたところ、ゴールがさらに先にずれてしまったものですから、スパートをさらに強めてこの２週間ほどやってきたという状況にありますので、そういったところで我々の作業のスピードについては違ってきたものと考えているところであります。

それから会計年度任用職員の処遇改善、端的に言うと給料を上げれば直営を維持できたのではないかという、そういうご指摘でありますけれども、もしかしたらそうだったのかもしれませんが、それについては仮定でありますので私の方からはちょっとお答えできないと考えております。類瀬議員だけではなく他の議員からも処遇改善をすべきだというご意見はいただいておりますし、11 月の全員協議会でも確かありまして、お答えさせてもらったのですけれども、臨時職員のときからさらに地方公務員法が改正されて会計年度任用職員の制度が入ってきてという長い歴史経過がある中で、今の任用の状態が作られてきているわけでありまして、人材不足が明らかになり、直営が明らかに維持できなくなったところをピンポイントに給料を上げるというのがなかなかできないという実態があるということは説明をさせてもらっております。非常に私どもとしても苦しい胸の内の中で何とかこれまでのルールを大きく変えることなく、あるいは地方公務員法の考え方に基づいた、より適切な任用の中で職場を維持していきたいという考えのもとでやってきている点について、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君）　類瀬君。

○11 番（類瀬光信君）　まず１点目のやすらぎ園の業務委託後の実態の検証についてですけれども、現在、働いている方というのはもちろん４月１日以前も働いていた方もいますけれども、外国人の方も含めて新たに採用された方もいるわけです。現状に耐えられないといって辞められた方というのは、当たり前ですけれども、もう辞めてしまっているので対象になっていないです。現状に不満がないかどうかは別として、残っている方のお話を聞いて良しとして、何ら問題がないと考えるところにちょっと疑問を抱かざるを得ないところはあります。

ただ、やすらぎ園の方でそういった聞き取り、検証されたといったところに関しては、理解いたしました。今後、何かそういったことがあるときに、その良しとしている方だけの話だけでは判断できないこともあるのではないかと思いますので、そうではないところの意見も何とかくみ上げることができる、そういった仕組みというか、そういったことも行っていただきたいと思います。それは学校給食の委託後も同じだと思います。

２点目、４月１日安定的に学校給食が提供できる、そこに向けて懸命に努力されていたということを理解いたします。ただ、12 月４日以降のスピード感と 11 月 14 日から 12 月４日までのその対応の差についてお答えいただいていないかと思います。例えば、学校給食共同調理場と町立病院の給食の人員に対して、例えば意向調査などを行って病院は委託するとしても、病院で働いている給食調理員の方が学校給食調理場の方を希望しないかど

うかとか、そこの人員を統合できないかということについて、全員協議会では話があったと思いますが、その点については全く何もしてませんよということを担当の方からお伺いしたところであって、そういったところの積み重ねが 12 月４日の議案の修正に繋がっている。結局、そこのところが不信感ということで表現されたわけですが、その間の何をされたかということ、あるいは何もしていなかったのかということ。何もしないとしていたらそのしなかった理由について伺っているわけです。

３点目、会計年度任用職員の処遇について、大きな話でありますので、人員不足だからといって学校給食の部分について、例えばそのピンポイントに給与を上げるとか、そういったことができないということは重々承知しております。ただ、会計年度任用職員の制度が導入されるに当たって、そういった現場で例えば同一労働、同一賃金という観点から考えるとずいぶん差が出てしまう。それから、年収は確保されるものの、月々の手取りが減ることによって、月々の生活が立ち行かなくなるということで人が辞めているのではないですかという指摘をさせていただいたわけで、その後、牧場にしてもやすらぎ園の介護職員にしてもほとんど人が減っていったわけです。たまたま牧場は経営が縮小したことで人員不足が解消されていますけれども、やすらぎ園なんかについては、そういった手当がされないまま介護職の流出が続いて民間委託にはなっていませんけれども、縮小しているわけです。学校給食だけの問題じゃないのです。そのときになったら対応するといったことについて、一体どのように対応してきたのかということをお伺いしたのです。要するにもう２年、３年の間の話です。

○議長（菊地誠道君）　休憩いたします。

休憩　午前１０時４３分
再開　午前１０時４８分

○議長（菊地誠道君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

類瀬君。

○11 番（類瀬光信君）　３点目の処遇改善について、特に給与面に関しては、ピンポイントで不足している部署があるからといってそれに処遇改善をピンポイントですることはできないということなのですけれども、それは現在の話で、３年前に会計年度任用職員の制度が始まるこの時点において、学校給食等の現状に関して、そういった処遇に不満が出るでしょう、そのことによって人が減るのではないですか、そうなりますよと指摘をさせていただいたときに、実際にそうやって減っていくようであればそのときに考えるとおっしゃっていた、その考えるという内容について、ピンポイントで給与を上げることができないということであれば、それ以外に一体何をされたのか、何をされようとしているのかということをお答えいただければと思います。

○議長（菊地誠道君）　副町長・牛﨑君。

○副町長（牛﨑康人君）　お答えいたします。

まず１点目、やすらぎ園のことだったのですが、類瀬議員から今の環境を良しとしている人たちから意見を聞いてというところがあったのですけれども、私が園長から聞いていることは類瀬議員がご指摘のような実態があるかないかということを聞いて、そこでないと聞いたということでありますので、そこはご理解いただきたいと思います。

ただ、議員ご心配の部分について言うと、先日来申し上げているとおり、職場環境改善のためのアンケート調査というものを行い始めております。そういった形で色んな考え方、多様な意見を集約するということについては作業を始めておりますので、そこで心配な点、解消していくのではないかと考えているところであります。

それから処遇改善の関係なのですけれども、会計年度任用職員制度が導入されるときに、国のほうでは同一労働、同一賃金ということで期末手当も対象にするとか、そういった待遇面については、地方公務員法の中でも位置づけをされてきたというところであります。管内あるいは全道、全国的な動静を見たときに場所によってはそれまでフルタイムだった臨時職員を 30 分や 45 分とか、時間を早めてパートタイムという扱いにして手当の対象にしなかったりとか、そういったことも多々見受けられた情報が入ってきたりという中、本町においてはこれまで勤めてきている臨時職員の皆さんの待遇をどれだけ悪化させないでスムーズに新しい制度の中に入っていけるのかというところで、これまでのような取組みをさせてもらったわけであります。人材不足が懸念されるところに対して、何もしていないのではないかというお話なのですけれども、今回の学校給食調理現場では適用されておりませんけれども、やすらぎ園ですとか、それから病院で早朝出勤の実態があるところについては、手当を創設して、そして少しでも収入面でモチベーションに繋げてもらおうということでやってきております。給料本体に手を付けるのは、先ほど来言っておりますように、なかなか難しい大きな問題なのですが、手当については妥当性、必要性があればできるのではないかという判断の中でやってきております。これに関してはこの先も職場の実態を見ながら適時適切な対応をしてまいりたいと思っております。

それから、会計年度任用職員制度に移行して数年経つわけでありますので、制度全体の中で標茶町やり方が適切なのかどうかについては、この先しっかり検証していかなければならない課題かと考えております。

以上であります。

○議長（菊地誠道君）　教育委員会管理課長・神谷君。

○教委管理課長（神谷　学君）　お答えいたします。

２点目の 11 月 14 日以降 12 月４日までの対応についてということでのご質問かと思いますが、この間、当然ながら調理員の確保に向けて対応を続けてきたところでございます。実際に、フルタイム１名、パートタイム１名の面接を行いまして、採用ということで決定をしてきたところでございます。

それから 11 月 14 日の全員協議会の中でお話がございました、現在いる方々の意向につ

いて再度変わりはないかということでの確認をしてきたところです。病院調理員の移行については、当方から確認できるものではないということの判断で、そちらの方は特段の動きはしておりませんでした。実際に４月に向け、委託に進むべきとの考えは変わっていなかったためそれに向けた準備を進めていたところでございます。

なお、12 月 4 日の定例会におきまして、直営で続けられたのではという意見があったため、本当に大丈夫なのか再度確認をしていたところでございます。再度職員への意向確認、病院職員の転籍で賄えるのではないかとのこともございましたので、病院側において意向確認をしていただいたところであります。こういうことで 12 月 4 日前との動きにスピード感といいますか、違いがあったものでございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君）　副町長・牛﨑君。

○副町長（牛﨑康人君）　今、教育委員会管理課長から答弁のことで病院のことがありましたので、病院事務長から受けている報告について、先ほどお答えもらしましたので、もう一度お答えさせていただきたいと思います。

11 月 14 日全員協議会から 12 月定例会までの間というところで、病院は委託してもその職員を学校給食現場の方に動かせば、直営が維持できるのではないか、そこに向けての作業をしなかったのかという趣旨だったと思うのですけれども、実は全員協議会の段階で明確にお答えできなかったのは、職場長として個々の職員に対しての聞き取りは行っていない。それは間違いない事実だったので、明確にはお答えできなかったのですが、全員協議会の時点でも日頃から調理員と密接に連携をとっている栄養士がそれぞれ職員の感触をつかんでおりました。当時でいうと、病院も委託についてこれから提案をするというところでそこに向けて作業していたのですけれども、病院の方としてはできるだけ多くの方に残ってもらって、スムーズな委託後の給食提供に繋げていきたいという考え方の下で病院に残ってもらえるかどうかという観点での接触をしていたのですけれども、その時点でも５名中ほとんどの方が病院で引き続き仕事をしたいという報告は受けておりました。そこに基づいて、全員協議会を得て、そして 12 月定例会ということだったのですけれども、12 月定例会では修正動議の応答の中で明確に聞き取りをしていくべきだという、そういうご意見をいただいたので、その後個別の聞き取りを行わせてもらったという経過がございますので、ご理解願います。

（何事か言う声あり）

○議長（菊地誠道君）　簡潔に。

類瀬君。

○11 番（類瀬光信君）　まず１点目、先行したやすらぎ園等については、そういった従来どおり委託される前と何ら変わらないで給食調理業務が行われていると確認しているということですけれども、結局、現場の責任者というのは、民間の方から派遣されてきますので、町の方から、教育委員会の方から栄養職員はもちろんいるわけですけれども、現場の派遣される責任者の影響というものは非常に大きいものがあると聞いておりますので、

そういったところに対する教育委員会としての監督……監督とは言えないかもしれないけれども、指示とか実態をきちんと把握する、そういった体制というのをきちんと構築していただきたいと思います。

そして２点目、そこの定例会を挟んでどうしてもそこのスピード感に差が出てしまったことについて、るるご説明を受けたわけですけれども、少なくともこのように複数の部署でまたがるようなそういった案件が出て、それに関して指摘が出た場合に、まずはその部署の間で、そのことに関する協議等を素早く行っていただきたかったということからこういう質問になっておりますので、今後こういうことがあるかどうかわかりませんが、そういった部署間で横断的に協議を深めていただく、そういった進め方をしていただきたいと思います。

それから処遇改善について、会計年度任用職員に対して特殊勤務手当を質問をさせていただいたこともあったのですが、なかなかそれは難しいというお話を聞いていたわけでありますが、実際にはそういった早朝勤務とか、そういったことについて手当されるということでありますので、今後もぜひそういった処遇にこれまで以上に気を使っていただいて貴重な人材が流出しないように努めていただければと思います。

○議長（菊地誠道君）　副町長・牛﨑君。

○副町長（牛﨑康人君）　お答えいたします。

別にその、やすらぎ園の給食調理現場で、今、何か問題があってそれを隠そうとしているわけではないですが、先ほど類瀬議員にお答えしたのは、作業時間が過ぎてからそれが許されず、家に帰らせられると。そして時間外に翌日早朝に出てきて、掃除をしないといけない職員がいるというお話があったけれども、それを確かめたのかというところに対してそういった実態はないと言っただけでありますので、そこは拡大……嬉しい拡大解釈なのでしょうけれども、ちょっとこの先のいろいろなやりとりに影響があるかと思いますので、そこはしっかり押さえていただきたいと思います。

それから、今回は病院とそれから学校給食現場で同様に起きたというところでありますけれども、部署間の連携については、それは私どももしっかりこれからはといいますか、これからも何かあったときにはやっていかなければいけない問題だと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、これはちょっと教育委員会のことになりますので、訂正があったらお願いしたいと思いますが、やすらぎ園の場合については現場を統括するマネージャー的な人が委託先の会社からよこされて、そしてこれまでの町の会計年度任用職員から転籍をした調理員達をマネジメントしてもらうというスタイルになっているわけなのですけれども、学校給食についてはこれからの話でありますので、同様になるかもしれませんし、もしかすると今いる方々の中から選ばれるという可能性もあるのかと思っておりますので、確実的にこの方が来るとは限らないというところは説明をしておきたいと思います。

それから、先ほど私の方から業務指示書等のところでやりとりをさせてもらうという話

があったのですが、会社からそういったマネジメント役の方が派遣されたときには、栄養教諭あるいは担当係長、場長がそのマネジメントの方とまず一時的にいろいろな話について情報共有をしながら、問題のないように努めるということは当たり前のことでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君）　他にご質疑ございませんか。

櫻井君。

○２番（櫻井一隆君）　私は１点、確認しながら質問させていただきたいと思います。

議会から資料請求したその資料に基づいて確認していきたいと思うのですが、この資料請求は学校給食あるいは病院給食、やすらぎ園の給食、これについての食料調達の集計をされておりますので、これに基づいてのお話になります。学校あるいは病院の給食については、令和５年度の資料を基に、そしてやすらぎ園は令和６年の４月から 10 月までの７か月間を平均し、それに１年分の 12 か月をかけた平均値をもって整形させていただいた数字となります。

その中で米、牛乳、肉、野菜、その他の食料、これを合わせますと年間 2,500 万円から 2,600 万円の取引と相成るわけでございます。これによりまして、各商店は大変助かっているということです。ですが、この町から民間に調理業務の変更になるということ、これは長い年月が経ったり、あるいは人事異動等で人が入れ替わる、そういう中で取引の行き先がだんだん先細りになり、やがては打ち切られるのではないかとこういう心配があるわけです。ですから、私はそういう思いを払拭するためにも、この令和６年 12 月 16 日においても、全員協議会で示された説明資料、調理業務が民間に委託されても町は町内業者から優先して食材を購入し続けるということが書かれております。これについて皆さん心配しておられますので、今後もこの姿勢は変わらないということを約束していただきたいとこう思うわけです。

以上です。

○議長（菊地誠道君）　副町長・牛﨑君。

○副町長（牛﨑康人君）　お答えいたします。

全員協議会でも説明させていただいたのですけれども、12 月定例会の修正動議でいただいたご意見をもとにしながら商工会の方とも話をしている経過があります。三役会がちょうど開かれるタイミングでしたので、そこにお邪魔をさせていただきまして経過等を報告、説明させてもらいました。そして早い段階からの情報共有をするべきだったという点について、お詫び申し上げながらご理解をいただいたところであります。

櫻井議員ご指摘の、原材料の調達については、これまでと何ら基本的な考え方は変わらない、町内で調達できるものは町内で調達したいという考え方で商工会三役の方からも評価をいただき、安心の声を聞かせてもらったところであります。この先、それについては、町の方としては経済の域内循環のことを考えてやはり、町内で調達できるものはできるだけするということについては担当が変わってもそこは変わるものではないと信じている

ところであります。私どもも、当座は……当座はではないですね、その考え方を持って当たっていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君）　櫻井君。

○２番（櫻井一隆君）　商工会も大変心配しているところでありますので、今、副町長がおっしゃられたことを履行していただければありがたいと、こう思います。

以上で私の質問は終わります。

○議長（菊地誠道君）　他にご質疑ございませんか。

長尾君。

○８番（長尾式宮君）　３点質問いたします。

１点目は 12 月の定例会の中で、町民との意見の場がなかった、あるいは議員に対する議員同士の議論する時間がなかった、あるいは一瞬出てきた、病院給食の人員を学校給食に回せば学校給食は維持できるのではないかという意見のもと、修正動議が出されました。私はその中に具体的な代替案がなかったので、賛同しかねると思い賛成はいたしませんでしたが、その中で気になったのが、病院給食、学校給食しかりですけれども、専任職だと思っています。仮に一般職の異動ということはあり得る話なのでしょうけれども、特定の仕事に就くためにそこで働いている人たちは町の意向で異動がどうなのか可能なのかどうかがまず１つ。

もう１つ目が、12 月４日の定例会で修正動議が可決されまして、そこから 12 月 16 日の全員協議会の間まで、私、先ほど具体的な代替案もなかったとお話しましたけれども、修正動議に賛同された方々から町側に何かしらの提案があったのかどうか、そこを聞きたいと思います。

そして３つ目、前回、修正動議の中で削除されたものが今回出てきておりますけれども、確認なのですが、中身が変わっているかどうなのかがまず１つ。今回、この議案が仮に通らなかった場合、４月以降どうなってしまうのか、それをお知らせいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君）　副町長・牛﨑君。

○副町長（牛﨑康人君）　お答えいたします。

まず、１つ目の病院の給食を担当している会計年度任用職員を学校給食の会計年度任用職員に人事異動させることが可能かどうかという質問と理解した上でお答えさせていただきますと、会計年度任用職員の制度が始まって、そして平成 30 年に職業安定法というのが改正されているのですけれども、募集時に最低限明示しなければいけない労働条件の１つとして、就業場所というものが挙げられております。ですので、会計年度任用職員を募集現状についていうと、病院、それから学校給食共同調理場それぞれ別個の募集とさせてもらっております。そして選考して作業するというスタイルをとっております。ですので、病院を希望して入られた方を人事権で人事異動という形で学校給食調理場に行きなさいという辞令は出せないという解釈でおります。人事異動の異動ではなくて、のぎへんの

方の移動になりますと、それはあくまでもお願いベースでしかならないと思います。

今回の委託のことに関して言うと、令和７年４月からのことでありますから、４月以降の募集にどこに応募していただけるかというところに学校給食の方で人手が足りないようだからそちらに行ってもらえるかというところで言えるかとは思うのですけれども、１つはあくまでも本人の職業選択の自由というところもありますし、病院に関して言うと、病院の委託後の運用をスムーズにするために、先ほども申し上げたようにできるだけ多くの方に残ってもらいたいということが根本にありますので、そこは向こうに行ってくださいということは到底できなかったかと思っております。

それから、提案の件に関しては、特段私の方、それから町長の方では聞いておりません。もしかすると現場担当の方にあったかもしれませんけれども、そういったような実態だと記憶しております。

それから、今回の補正予算案なのですが、前回削除されたものをそのまま挙げさせてもらっております。中身についても当時と変わっているところはありません。仮に今日、また……またではないですね、今日、否決という形になるかと思うのですけれども、そうなった場合については、どうなるかちょっと見通しがつかないと思っております。全員協議会でも説明したとおり、学校給食現場では今いる７名の方について、再度雇用条件等が提示された上で何人残るかというところになるかと思うのですけれども……ちょっと勘違いしました、訂正いたします。委託ではなくて、否決をされると直営ということになりますから、今いるフルタイム７名の方、それからパートタイムの方を合わせて、こちらの方で想定している定数を切っている状態でありますから、募集をして人が来なければ、定数を切った中で作業してもらう。そうすると考えられることは、調理をする上での事故が起きるリスクが高まる。それから、時間外勤務が多くなるといったことが考えられます。それでもなお人手が足りなければ、何らかの形でやらなければいけないというところなのでしょうけれども、それについて担当者は非常に勤務時間を割いて当たらなければいけなくなるというということが想定されるのではないかと考えているところでございます。

○議長（菊地誠道君）　他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君）　質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君）　討論はないものと認めます。

これより議案第 61 号を採決いたします。

議案第 61 号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君）　ご異議ないものと認めます。

よって、議案第 61 号は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（菊地誠道君）　以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（菊地誠道君）　以上で、令和６年標茶町議会第４回臨時会を閉会いたします。

（午前１１時１６分閉会）

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長　　菊　地　誠　道

署名議員　　９番　　松　下　哲　也

署名議員　１０番　　渡　邊　定　之

署名議員　　１番　　深　見　　迪